



山形県公報

令和2年10月30日(金)
第151号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 鳥獣保護区の区域の変更及び存続期間の更新……………(みどり自然課) ……1104
- 鳥獣保護区の存続期間の更新……………(同) ……同
- 特定猟具使用禁止区域の指定……………(同) ……1105
- 昭和55年10月県告示第1850号(鳥獣保護区設定)の一部改正……………(同) ……1106
- 指定管理者の指定……………(工業戦略技術振興課) ……1107
- 争議行為を行う旨の通知……………(雇用対策課) ……同
- 指定管理者の指定……………(観光立県推進課) ……1110
- 同……………(水産振興課) ……1111
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……1112
- 指定管理者の指定……………(森林ノミクス推進課) ……同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……1113
- 同……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 同……………(同) ……1114
- 同……………(同) ……同
- 指定管理者の指定……………(都市計画課) ……同
- 都市計画の変更の案の縦覧……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……1115

教育委員会関係

告 示

- 指定管理者の指定……………同

選挙管理委員会関係

告 示

- 政治団体の設立……………1116
- 政治団体の届出事項の異動……………同
- 政治団体の解散……………1117

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(ICT政策推進課) ……1118

告 示

山形県告示第737号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項及び同条第7項ただし書の規定により、次のとおり鳥獣保護区の区域を変更し、及び存続期間を更新する。

令和2年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 大沼鳥獣保護区（山形市及び東村山郡山辺町）
- 2 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- 3 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
- 4 保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

大沼鳥獣保護区は、標高600メートル前後に位置しており、ミズナラ、カエデ類等の落葉広葉樹が見られる。スギやカラマツの植林地が広がり、区域内には多数の沼及び湿原が散在している。

このような自然環境を反映して、里山に生息するキジバト、ウグイス等の鳥類やホンドタヌキ、トウホクノウサギ等の獣類が多数見られるとともに、冬にはコガモ、マガモ等の渡り鳥が飛来するなど、多様な鳥類の生息及び繁殖のための重要な地域となっている。

また、当該区域の大部分が「県民の森」として整備されていることから、身近に鳥獣を観察できる環境が整っている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

山形県告示第738号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和2年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 田麦野鳥獣保護区（天童市）
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
- (4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

田麦野鳥獣保護区は、天童市東部に位置する中山間地の里山であり、田畑とアカマツ、コナラ等の天然林及びスギ、カラマツ等の人工林とに覆われている。

このような自然環境を反映して、里山に生息するカッコウ、ウグイス等の鳥類やホンドタヌキ、ニホンカモシカ等の獣類が多数見られ、自然環境学習等に広く活用されている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

- 2 (1) 名 称 今神鳥獣保護区（最上郡戸沢村）
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 令和2年11月1日から令和22年10月31日まで

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

今神鳥獣保護区は、最上郡戸沢村の南部にある高倉山を中心とした地域で、大部分が今神山自然環境保全地域と重複し、北部は角川上流部長倉川支流の今神沢と鹿ノ入沢に挟まれ、南部は最上郡大蔵村と稜線で境された低山帯の地域である。

また、鹿ノ入沢本流の浄ノ滝、支流のケント沢上流、今熊山南面等には峻険な崖錐が見られるほか、湖沼の御池も有し、景観が優れているとともに多様な環境を有している。

このような自然環境を反映して、大型獣類のツキノワグマ、ニホンカモシカのほか、ホンドテン、トウホクノウサギ等の中小型の獣類が見られるとともに、区域内の湖沼にはカルガモやオンドリが飛来するなど、多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

3 (1) 名称 三瀬鳥獣保護区（鶴岡市）

(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 令和2年11月1日から令和22年10月31日まで

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

三瀬鳥獣保護区は、鶴岡市由良と同市三瀬との間に位置し、区域の西側は日本海である。

区域の南西部には、国の天然記念物及び県の自然環境保全地域に指定されている気比神社社叢があり、ブナ、ケヤキ、イタヤカエデ等の天然林が本県日本海沿岸の原生林を模式的に示している貴重な場所である。区域の北東部から中央部にかけては針葉樹林となっているが、部分的に針広混交林が見られ、北部は国道7号に面し、一部が農地になっており、最大標高は区域中央部の136.5メートルとなっている。

このような自然環境を反映して、キジ、ヤマドリ等の鳥類やニッコウムササビ、トウホクノウサギ等の獣類など、多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

山形県告示第739号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

令和2年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 名称 酢川特定猟具使用禁止区域（山形市及び上市市）

(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

2 (1) 名称 隔間場特定猟具使用禁止区域（山形市）

(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

- 3 (1) 名称 虚空蔵山特定猟具使用禁止区域（上市市）
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
(3) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 4 (1) 名称 新鶴子ダム特定猟具使用禁止区域（尾花沢市）
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
(3) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器及びわな
- 5 (1) 名称 大樽川特定猟具使用禁止区域（米沢市）
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
(3) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 6 (1) 名称 椿特定猟具使用禁止区域（西置賜郡飯豊町）
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
(3) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 7 (1) 名称 長沼特定猟具使用禁止区域（鶴岡市及び東田川郡三川町）
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
(3) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

山形県告示第740号

昭和55年10月県告示第1850号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、令和2年11月1日から施行する。
令和2年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1項第2号中「生活環境部みどり自然課」を「環境エネルギー部みどり自然課」に改め、同項第3号中「平成22年11月1日から平成32年10月31日まで」を「令和2年11月1日から令和22年10月31日まで」に改め、同項第4号ロを次のように改める。

ロ 鳥獣保護区の指定目的

今神鳥獣保護区は、最上郡戸沢村の南部にある高倉山を中心とした地域で、大部分が今神山自然環境保全地域と重複し、北部は角川上流部長倉川支流の今神沢と鹿ノ入沢に挟まれ、南部は最上郡大蔵村と稜線^{りょうせん}で境された低山帯の地域である。

また、鹿ノ入沢本流の浄ノ滝、支流のケント沢上流、今熊山南面等には峻険^{しゅん}な崖錐^{すい}が見られるほか、湖沼の御池も有し、景観が優れているとともに多様な環境を有している。

このような自然環境を反映して、大型獣類のツキノワグマ、ニホンカモシカのほか、ホンドテン、トウホクノウサギ等の中小型の獣類が見られるとともに、区域内の湖沼にはカルガモやオンドリが飛来^{りよう}するなど、多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第2項第2号中「生活環境部みどり自然課」を「環境エネルギー部みどり自然課」に改め、同項第3号中「平成22年11月1日から平成32年10月31日まで」を「令和2年11月1日から令和22年10月31日まで」に改め、同項第4号ロを次のように改める。

ロ 鳥獣保護区の指定目的

三瀬鳥獣保護区は、鶴岡市由良と同市三瀬との間に位置し、区域の西側は日本海である。

区域の南西部には、国の天然記念物及び県の自然環境保全地域に指定されている気比神社社叢^{そうち}があり、ブナ、ケヤキ、イタヤカエデ等の天然林が本県日本海沿岸の原生林を模式的に示している貴重な場所である。区域の北東部から中央部にかけては針葉樹林となっているが、部分的に針広混交林が見られ、北部は国道7号に面し、一部が農地になっており、最大標高は区域中央部の136.5メートルとなっている。

このような自然環境を反映して、キジ、ヤマドリ等の鳥類やニッコウムササビ、トウホクノウサギ等の獣類など、多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第3項第2号中「生活環境部みどり自然課」を「環境エネルギー部みどり自然課」に改め、同項第3号中「平成22年11月1日から平成32年10月31日まで」を「令和2年11月1日から令和12年10月31日まで」に改め、同項第4号ロを次のように改める。

ロ 鳥獣保護区の指定目的

大沼鳥獣保護区は、標高600メートル前後に位置しており、ミズナラ、カエデ類等の落葉広葉樹が見られる。スギやカラマツの植林地が広がり、区域内には多数の沼及び湿原が散在している。

このような自然環境を反映して、里山に生息するキジバト、ウグイス等の鳥類やホンダタヌキ、トウホクノウサギ等の獣類が多数見られるとともに、冬にはコガモ、マガモ等の渡り鳥が飛来するなど、多様な鳥類の生息及び繁殖のための重要な地域となっている。

また、当該区域の大部分が「県民の森」として整備されていることから、身近に鳥獣を観察できる環境が整っている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第4項第2号中「生活環境部みどり自然課」を「環境エネルギー部みどり自然課」に改め、同項第3号中「平成22年11月1日から平成32年10月31日まで」を「令和2年11月1日から令和12年10月31日まで」に改め、同項第4号ロを次のように改める。

ロ 鳥獣保護区の指定目的

田麦野鳥獣保護区は、天童市東部に位置する中山間地の里山であり、田畑とアカマツ、コナラ等の天然林及びスギ、カラマツ等の人工林とに覆われている。

このような自然環境を反映して、里山に生息するカッコウ、ウグイス等の鳥類やホンダタヌキ、ニホンカモシカ等の獣類が多数見られ、自然環境学習等に広く活用されている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

山形県告示第741号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県産業科学館の指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 山形県産業科学館 |
| 2 指定した団体 | 山形市城南町一丁目1番1号
山形県産業科学館共同管理者 |
| 3 指定の期間 | 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで |

山形県告示第742号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長渡辺勇仁から、争議行為を行うことについて、令和2年10月19日次のとおり通知があった。

令和2年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 事 件

年末一時金等の要求に関する件

2 期 間

令和2年11月4日以降事件解決の日まで

3 場 所

医療生活協同組合やまがた 鶴岡協立病院	鶴岡市文園町9番34号
医療生活協同組合やまがた 鶴岡協立リハビリテーション病院	同 上山添字神明前38番地
医療生活協同組合やまがた 協立大山診療所	同 大山二丁目26番3号
医療生活協同組合やまがた 協立三川診療所	東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9
医療生活協同組合やまがた 住宅型有料老人ホーム虹の家かがやき	同
医療生活協同組合やまがた 鶴岡協立病院附属クリニック	鶴岡市文園町11番3号
医療生活協同組合やまがた メディカルフィットネスVIVID	同
医療生活協同組合やまがた 協立歯科クリニック	同 日枝字海老島159番地1
医療生活協同組合やまがた 訪問看護ステーションきずな	同
医療生活協同組合やまがた ひとみ保育園	同
医療生活協同組合やまがた 協立ケアプランセンターふたば	同 双葉町13番45号
医療生活協同組合やまがた 包括支援センターわかば	同
医療生活協同組合やまがた 協立ショートステイセンターふたば	同 日枝字海老島64番地
医療生活協同組合やまがた 介護療養型老人保健施設せせらぎ	同 文園町9番34号
医療生活協同組合やまがた 小規模多機能型住宅介護事業かがやき	東田川郡三川町大字横山字袖東4番地8
医療生活協同組合やまがた サポートセンターあさひ	鶴岡市熊出字日鍮31番地3
医療生活協同組合やまがた グループホーム和楽居	同 日枝字海老島63番地5
医療生活協同組合やまがた 小規模多機能施設くしびき	同 上山添字神明前42番1号
医療生活協同組合やまがた しろにし診療所	山形市城西町四丁目27番25号
医療生活協同組合やまがた 居宅介護支援事業所虹	同
医療生活協同組合やまがた 住宅型有料老人ホーム共同の家虹	同 北町三丁目1番37号
医療生活協同組合やまがた デイサービス虹	同

医療生活協同組合やまがた ヘルパーステーション虹	同	
医療生活協同組合やまがた 本部		鶴岡市双葉町13番45号
社会福祉法人山形虹の会 介護老人保健施設かけはし（介護老人保健施設）	同	民田字代家田100番地1
社会福祉法人山形虹の会 介護老人保健施設かけはし（通所リハビリテーション）	同	
社会福祉法人山形虹の会 介護老人保健施設かけはし（居宅介護支援）	同	
社会福祉法人山形虹の会 グループホームかけはし	同	
社会福祉法人山形虹の会 山形虹の会訪問入浴サービス	同	
社会福祉法人山形虹の会 ショートステイかけはし	同	
社会福祉法人山形虹の会 特別養護老人ホームかけはし	同	99番地1
社会福祉法人山形虹の会 ショートステイかけはし2号館	同	
医療法人健友会 有料老人ホームてんまの家		酒田市中町三丁目2番21号
医療法人健友会 訪問看護ステーションスワン	同	5番23号
医療法人健友会 認知症対応型通所介護施設「楽楽」	同	2番21号
医療法人健友会 介護予防特化型通所介護あゆみ	同	3番18号
医療法人健友会 本間なかまちクリニック	同	4番12号
医療法人健友会 本間病院	同	5番23号
医療法人健友会 本間病院居宅介護支援事業所	同	
医療法人健友会 介護老人保健施設ひだまり	同	
医療法人健友会 酒田市地域包括支援センターなかまち	同	
医療法人健友会 高見台クリニック	同	高見台一丁目13番14号
酒田健康生活協同組合 健生ふれあいクリニック	同	泉町1番16号
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院	同	あきほ町30番地
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海酒田リハビリテーション病院	同	千石町二丁目3番20号
社会福祉法人恩賜財団済生会 山形済生病院		山形市沖町79番地1
医療法人社団小白川至誠堂病院 小白川至誠堂病院	同	東原町一丁目12番26号

医療法人社団松柏会 至誠堂総合病院	同	桜町7番44号
医療法人社団松柏会 至誠堂訪問サービスセンターコスモス	同	旅籠町一丁目7番23号
医療法人社団松柏会 至誠堂ケアプランセンターみらい	同	
医療法人社団松柏会 わかばクリニック	同	
医療法人社団松柏会 地域包括支援センターかがやき	同	
医療法人社団松柏会 介護療養型老人保健施設木の実	同	
医療法人社団松柏会 サービス付き高齢者向け住宅グランドホームはたごまち	同	
医療法人社団松柏会 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 至誠堂ホームケア24	同	
医療法人社団松柏会 至誠堂とかみクリニック	同	富神前48番地5
医療法人社団松柏会 至誠堂総合病院附属中山診療所		東村山郡中山町大字長崎3030番地1
医療法人篠田好生会 篠田総合病院		山形市桜町2番68号
医療法人篠田好生会 千歳篠田病院	同	長町二丁目10番56号
医療法人篠田好生会 天童温泉篠田病院		天童市鎌田一丁目7番1号
社会医療法人二本松会 山形さくら町病院		山形市桜町2番75号
社会医療法人二本松会 かみのやま病院		上山市金谷字下河原1370番地
社会医療法人二本松会 介護老人保健施設かなやの里	同	

4 概要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為及びこれを妨害する者を排除する一切の行為

山形県告示第743号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県観光情報センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県観光情報センター
- 2 指定した団体 山形市城南町一丁目1番1号
公益社団法人山形県観光物産協会
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

山形県告示第744号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、漁船以外の船舶が使用することができる由良漁港の白山島船揚場及び堅苔沢漁港の船舶保管施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 漁船以外の船舶が使用することができる由良漁港の白山島船揚場及び堅苔沢漁港の船舶保管施設
- 2 指定した団体 酒田市船場町二丁目2番1号
山形県漁業協同組合
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

山形県告示第745号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、村山北部土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和2年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	菅 根 光 雄	尾花沢市北町一丁目2番3号
同	村 岡 藤 弥	北村山郡大石田町大字鷹巣字上北原145番地1
同	笹 原 哲	尾花沢市桙町一丁目2番27号
同	奥 山 良 春	同 大字寺内1056番地
同	後 藤 一 彦	同 正殿519番地
同	尾 崎 一 成	同 鶴巻田439番地
同	石 川 富 士 太 郎	同 延沢2062番地1
同	今 田 榮 夫	北村山郡大石田町大字大石田甲452番地
同	永 登 登 一	同 駒籠125番地
監 事	星 川 敬 夫	尾花沢市大字押切241番地
同	村 岡 真 也	北村山郡大石田町大字鷹巣字上北原6番地

山形県告示第746号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、村山北部土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和2年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	菅 根 光 雄	尾花沢市北町一丁目2番3号
同	村 岡 藤 弥	北村山郡大石田町大字鷹巣字上北原145番地1
同	笹 原 哲	尾花沢市禁町一丁目2番27号
同	奥 山 良 春	同 大字寺内1056番地
同	本 間 俊 悦	同 丹生1710番地
同	尾 崎 一 成	同 鶴巻田439番地
同	石 川 富 士 太 郎	同 延沢2062番地1
同	小 座 間 智 夫	北村山郡大石田町大字大石田乙38番地
同	永 登 登 一	同 駒籠125番地
監 事	佐 藤 重 光	尾花沢市若葉町三丁目14番3号
同	星 川 敬 夫	同 大字押切241番地
同	村 岡 真 也	北村山郡大石田町大字鷹巣字上北原6番地

山形県告示第747号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県眺海の森の指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県眺海の森
- 2 指定した団体 酒田市土渕字甚治郎向20番地1
一般社団法人庄内森林保全協会
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

山形県告示第748号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和2年10月30日から同年11月13日まで縦覧に供する。

令和2年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道

- 2 路 線 名 西郡居口線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡鮭川村大字曲川字丸森4603番14から		旧	14.5 メートル	メートル 56
同 4656番1まで			9.6	
同	上	新	14.5 メートル	同 上
			9.6	

山形県告示第749号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和2年10月30日から同年11月13日まで縦覧に供する。

令和2年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 西郡居口線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡鮭川村大字曲川字木ノ根坂5163番6から		旧	6.8 メートル	メートル 37
同 5345番1まで			5.8	
同	上	新	9.3 メートル	同 上
			5.8	

山形県告示第750号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和2年10月30日から同年11月13日まで縦覧に供する。

令和2年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 西郡居口線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡鮭川村大字曲川字木ノ根坂5162番3から		旧	13.4 メートル	メートル 13
同 5163番3まで			11.9	
同	上	新	17.1 メートル	同 上
			12.1	

山形県告示第751号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和2年10月30日から同年11月13日まで縦覧に供する。

令和2年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- | | | |
|---|---------|--------------------------------------|
| 1 | 路線名 | 西郡居口線 |
| 2 | 供用開始の区間 | 最上郡鮭川村大字曲川字丸森4603番14から
同 4656番1まで |
| 3 | 供用開始の期日 | 令和2年10月30日 |

山形県告示第752号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和2年10月30日から同年11月13日まで縦覧に供する。

令和2年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- | | | |
|---|---------|---------------------------------------|
| 1 | 路線名 | 西郡居口線 |
| 2 | 供用開始の区間 | 最上郡鮭川村大字曲川字木ノ根坂5163番6から
同 5345番1まで |
| 3 | 供用開始の期日 | 令和2年10月30日 |

山形県告示第753号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和2年10月30日から同年11月13日まで縦覧に供する。

令和2年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- | | | |
|---|---------|---------------------------------------|
| 1 | 路線名 | 西郡居口線 |
| 2 | 供用開始の区間 | 最上郡鮭川村大字曲川字木ノ根坂5162番3から
同 5163番3まで |
| 3 | 供用開始の期日 | 令和2年10月30日 |

山形県告示第754号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、西蔵王公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- | | | |
|---|---------|-------------------------------|
| 1 | 公の施設の名称 | 西蔵王公園 |
| 2 | 指定した団体 | 山形市若宮四丁目5番14号
西蔵王公園施設企業共同体 |
| 3 | 指定の期間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |

山形県告示第755号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和2年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- | | | |
|---|-------------------|---|
| 1 | 都市計画の種類及び名称 | |
| | (1) 種類 | 山形広域都市計画道路 |
| | (2) 名称 | 3・4・16号沼木中屋敷線、3・4・405号天童中山線及び3・6・4号成沢長谷堂線 |
| 2 | 都市計画を変更する土地の区域 | |
| | (1) 3・4・16号沼木中屋敷線 | |
| | イ 追加する部分 | なし |
| | ロ 削除する部分 | 山形市富神台及び中屋敷並びに大字門伝字樋渡及び字中田地内 |
| | (2) 3・4・405号天童中山線 | |

- イ 追加する部分 なし
ロ 削除する部分 山形市大字中野目字砂田及び字大田並びに字屋敷添及び字赤坂地内

(3) 3・6・4号成沢長谷堂線

- イ 追加する部分 なし
ロ 削除する部分 山形市成沢西四丁目、蔵王成沢字町浦、東二位田、大字片谷地字谷地、大字松原字谷地、大字津金沢字中谷地、大字谷柏元下谷柏、字石田前、字石田、字鼠谷地、字中谷地、字上谷柏、字中谷柏、字前田及び字なし並びに大字谷柏元上谷柏字中谷柏、字石田、字石田前、字上谷柏、大字長谷堂字御手作、字萩原及び大字二位田字割目地内

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和2年10月30日から同年11月13日まで
(2) 場所 県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課並びに山形市役所

4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

山形県告示第756号

次の開発行為は、完了した。

令和2年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

令和2年6月17日 指令村総建第159号

2 開発区域に含まれる地域の名称

上市市矢来四丁目223番3、224番1、225番2、225番3、226番1、242番7の一部、242番8の一部、243番9の一部、243番11の一部、244番1の一部、245番1の一部、246番1の一部、248番2の一部、248番3の一部、249番1の一部、249番3、261番1の一部、262番2の一部、262番4の一部、264番、264番1、462番10、1254番5、1254番6、1254番12、1255番5、1255番6、1255番9、1255番10、1258番11、1258番26、1258番29、261番1先、264番1先、1255番6先

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

上市市八日町2番20号 有限会社山形第一不動産
天童市東久野本一丁目1番12号 株式会社須藤不動産

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県神室少年自然の家の指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年10月30日

山形県教育委員会

教 育 長 菅 間 裕 晃

- 1 公の施設の名称 山形県神室少年自然の家
2 指定した団体 最上郡鮭川村大字石名坂84番地の1
株式会社ひかり
3 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和2年10月30日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊谷 誠

1 政党の支部のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
国民民主党山形県総支部連合会	青柳 安 展	佐々木 雄一郎	山形市十日町二丁目2番51号	令和 2. 9. 23
立憲民主党山形県総支部連合会	石 黒 覚	根 上 定 勝	山形市下条町2-12-23	同 10. 8

2 政党の支部のうち法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
国民民主党山形県参議院選挙区第1総支部	舟 山 康 江	佐々木 雄一郎	山形市香澄町3-2-1 山交ビル8階	参議院議員	令和 2. 9. 28

3 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
元気未来！やまがた	岡 田 久 一	伊 勢 和 正	山形市緑町四丁目3番9号	令和 2. 9. 4
八鍬達也後援会	八 鍬 達 也	八 鍬 達 也	最上郡鮭川村川口992	同 9. 15

山形県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

令和2年10月30日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊谷 誠

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党八幡支部	土 門 歳 夫	会計責任者の氏名	安 藤 浩 夫	丸 藤 修 市	令和 2. 1. 1
		主たる事務所の所在地	酒田市前川字宮田32	酒田市観音寺字町85-5	同 3. 27

自由民主党松山支部	佐藤伸二	主たる事務所の所在地	酒田市中牧田字前田47	酒田市片町53	同 8.21
		代表者の氏名	佐藤伸二	後藤孝也	
		会計責任者の氏名	齋藤徹	佐藤伸二	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
山形県農協政治連盟	太田政士	代表者の氏名	太田政士	黒井徳夫	令和 2. 8.31
山形県改革協議会	青柳安展	主たる事務所の所在地	山形市十日町2丁目2番51号	東根市宮崎1-1-5	同 9. 9
電機連合山形地協 政治活動委員会	平井直之	代表者の氏名	平井直之	大山健児	同 10. 3
		会計責任者の氏名	峯田純一	平井直之	

山形県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和2年10月30日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊谷 誠

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
国民民主党山形県第1区総支部	青柳安展	令和2. 9.11
国民民主党山形県第3区総支部	関井美喜男	令和2. 9.11
国民民主党山形県第2区総支部	青柳安展	令和2. 9.11
国民民主党山形県総支部連合会	青柳安展	令和2. 9.11
立憲民主党山形県連合	石黒覚	令和2. 9.14

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
伊藤洋後援会	伊藤洋	令和2. 8.31

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県基幹高速通信ネットワーク基幹回線通信サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県みらい企画創造部 ICT政策推進課電子県庁・基幹ネット担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号
023(630)2091
- 3 落札者を決定した日 令和2年9月24日
- 4 落札者の名称及び所在地
東北インテリジェント通信株式会社 宮城県仙台市青葉区一番町三丁目7番1号
- 5 落札金額 6,019,800円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和2年8月7日